

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和4年6月23日 開会 10時00分 閉会 10時56分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

柳原英子 西村慎次郎 三宅孝之 柳井一徳
坊野公治 大滝文則

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 荒木謙二

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総合政策部次長	岩本展到	総務部次長	西村直樹
総務部参与	岡崎祐一	会計管理者	高木正文
監査委員事務局長	谷みち子	総務課参事	佐藤修
企画振興課長	伊藤圭史	税務課長	大山次郎
芳井支所長	梶井克也	美星支所長	藤井義信
企画振興課長補佐	片山直紀	総務課長補佐	西本晴雄
教育長	伊藤祐二郎	教育次長	唐木英規
学校教育課長	米本大樹	文化スポーツ課長	高田知樹
生涯学習課長	成智千恵	学校給食センター所長	立花計志
市立高校事務長	原田恒司	教育総務課長補佐	岡崎直子

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	次長	藤井隆史
主任主事	中畠大輔		

6. 傍聴者

- (1) 議員 沖久教人、原田敬久、多賀信祥、三宅文雄、佐藤豊
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（柳原英子君） 皆様おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

6月の下旬ということですが、梅雨入りは例年よりもかなり遅かったということではあります。それこそ蒸し暑い日が続いております。週間予報を見ますと、もうしばらくは蒸し暑くて曇り空で、なおかつ気温は30度超えといった日が続くというような予報が出ております。皆様方におかれましては、くれぐれもお体をご自愛をいただきたいと思っております。

昨日、参議院議員選挙の公示がなされました。本市におきましては、本日から期日前投票が始まっております。井原市役所の1階市民サロンにおきましては、本日から来月9日まで、時間は午前8時30分から午後8時までということでありまして。

芳井、美星両支所におきましては、7月4日からということ、時間は同じく午前8時30分から午後8時までということでありまして。

議員の皆様方におかれましては、何かとご多用ということがございます。何とか時間をつくっていただきまして、投票に行っていたいただきたいと思っております。

少し前の新聞報道で、学校の部活動を地域へ移行をするといった話題が出ておりました。お隣の笠岡市さんにおかれましては、8月中に検討委員会を設けられるというような報道もされているところであります。

今のところ、スポーツ関係のことしか情報がまだ入ってないんですけども、地域へ移行ということになったときに、本市で考えられるとするならば、総合型地域スポーツクラブであります生き生きクラブにスポーツサークルが12種目ございます。そのほかでいいますと、スポーツ少年団というのがありまして、これは6種目あって、10団体がやっておられる、それから最近、市内にスポーツ塾なるものが、民間の方ですけど、オープンしているということもあります。受皿といいますか、候補とすればそういったところになるのかなとは思っておりますが、まだまだ国のほうからの情報が十分ではありません。例えば、中学校の

部活でいいますと、中学校単位の話なのか、これから先の少子化をにらんだときに、例えば、中学校同士の複数の合同チームで考えるのか、もっというと種目によってはオール井原というものも考えなければいけないのか、いろんな選択肢があるんだろうと思っています。

まだ、十分な情報が来ないと言いながらも、後ろは2025年度末までに休日、土日とか祝日の指導については、移行してほしいというようなことが、スポーツ庁から出ているといった状況であります。もう与えられた時間は本当に少ないと思っていますので、しっかり慎重に検討していかなければいけないと思っていますところでもあります。

そういった中、本日は総務文教委員会を開催をいただきました。皆様方におかれましては、何かとご多用の折お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会に付託をされております案件でございますが、条例案件が1件、それから請願が1件ということでございます。どうか慎重にご審議をいただきたいと思っております。

なお、会議システムに本定例会報告事項を登録しております。後ほど、お目通しいただければと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

〈議長挨拶〉

〈請願第1号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」採択のお願い〉

委員長（柳原英子君） それでは、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員（原田敬久君） 皆さん、おはようございます。

このたび、西備民主商工会会長三好幸治さんが提出されました請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、件名につきましては、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択のお願いであります。

来年10月1日から導入が予定されているインボイス適格請求書制度は、これまで消費税納入の義務がなかった年間売上げ1,000万円以下の事業者には納税義務を負わせ、経済的、事務的負担を強いるものです。商店や飲食店だけでなく、個人タクシーなど多くの業者が課税業者への転換を迫られることになりかねません。

多くの国民生活に影響を与えるインボイス制度は、業界団体や税理士団体からも凍結、延期、見直しの声が上がっております。

詳しいことは、西備民主商工会笠原様をお願いをして、請願事項の趣旨につきましては、忌憚のないご意見をいただき、慎重な審議をよろしく申し上げます。

委員（坊野公治君） ちょっと1点、団体が出されているということなので、県下の各市町村に出されていると思うんですが、この請願趣旨の中で8行目、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなる。コロナ禍からの再起を妨げるからこのインボイス制度を延期してくれというふうな趣旨で出されているのか、それともこのインボイス制度自体をもう取り入れるべきではないという趣旨で出されているのか、その辺のご確認をお願いいたします、ご確認という趣旨を。

紹介議員（原田敬久君） この際、インボイス制度はもう延期、凍結ということですよ。

委員（坊野公治君） よろしいです。

委員（大滝文則君） 勉強不足なんですけれども、これは消費税法に係ることなのかなと思いますけれども、消費税法の中で、これは成立した法案だと思うんですが、成立した法案を中止とか延期ということができるといことになるんでしょうか。

紹介議員（原田敬久君） 一応、法律が成立しておりますので、中止ということはなかなか難しいかと思います。しかし、国民生活に大きな影響を与えるということで、取りあえず延期ということは、ぜひ国にお願いしていただきたいということでございます。

委員（大滝文則君） そうなると、その延期というのをいつまで延期、それからその後に意見書が出るとなんですけれども、意見書に例えば見直しを求めていますということで、いついつまで延期を求めますというようなことになるのかなと思いますけれども、そのあたりについてどういうふうに思われとんでしょう。

紹介議員（原田敬久君） 勉強不足で申し訳ございません。この件につきましては、笠原さんにご説明をよろしくお願ひしたいと思います。申し訳ありません。

委員（柳井一徳君） いただいた資料の中で、こちらのほうの資料なんですけれども、一番最初に一たび登録すれば自動的に課税業者となるので申請には注意が必要ですよ。これは、勉強不足で大変申し訳ないなんですけれども、登録は必ずしなければならないということになるんですか。個人事業主が登録しなかったらどういうふうになるんでしょうか。

紹介議員（原田敬久君） もし登録しなければ、例えば、どう説明すればいいでしょうか、ちょっとこちらをご覧いただければと思います。

免税業者は廃業の危機という、これです。さらにこちらクエスチョン5番のほうもご覧ください。

そこの絵のほうです。課税業者の取引です。例えば、売上げがあります。100円のもうけがあります。仕入れ、経費で払う消費税、これが80円とします。すると、これを差し引いたものを払えばいいんです。

ところが、インボイスを発行できない免税業者は、この80円を引くことができないんで

す。だから、もう100円丸々払わないといけなない。これになります。

すると、こちら例えば、建設会社のほうからは課税業者になれというプレッシャーが来るかもしれません。それでもかたくなに免税業者でいますということになると、あなたのところと付き合っていたら、お金がたくさんかかり大変だと、取引を中止される危険性も出てくるわけなんです。ですから、業者からすると、これはどれを取っても大変なんです。課税業者になろうが、インボイスを申請しようが。いずれにしても大変なことになるということですよ。よろしいですか。

委員（柳井一徳君） 今のご説明で大体理解できたんですけども、先ほど議長のほうからもお尋ねがあったように、法案が成立しているということを考えていけば、趣旨をおっしゃられましたように延期を求める請願という意味合いだと思います。中小業者、今、例に挙げられた建設業界でいえば下請業者、それから飲食店とかほかのものでいえば、仕入先からの圧力がかかってくる、それをしなければ自分が取引をとというようなことなので、これはいずれは登録しなければならないというふうにはなるんだと思うんですが、その辺のところの理解はできましたのでありがとうございます。

〈なし〉

～休憩中、総務文教委員会協議会開催～

委員長（柳原英子君） それでは、この請願について皆さんから採択、不採択等のご意見を求めます。

委員（三宅孝之君） インボイス制度、今までの制度よりもそのインボイス制度は、きちんとした税の徴収というものができ、今まであった不正とかそういったミスがなくなる制度だと考えているので、私は不採択を求めます。

委員（坊野公治君） 消費税の減免制度というのがありますけれども、消費一般に幅広く負担を求める消費税の趣旨からして、またあるいは経済活動に対する中立性の確保という観点からでは、減免事業者の制度を極力設けないというのが、税の中では正しいのかなと思います。その中で、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストの配慮から設けられているのが、この減免措置でありました。しかし、これについては現在デジタル化において、先ほど事務の煩雑化も言われましたけれども、デジタル化においてかなり軽減されているというところもあります。また、フリーランス、1,000万円以下の事業所の方は、そのお客様から10%の消費税をいただいているということもあります。それは本来、自分の取引先であ

る事業所などに10%払わなければいけない消費税、国庫に入れないといけない消費税となりますので、一般の市民の方が払った消費税を的確に国庫に納めてないということにもなりますので、このインボイス制度というのは、それを的確にする制度だと思いますので、私もこの請願については不採択というふうな意見であります。

委員（柳井一徳君） 趣旨としては、このインボイス制度の延期を求める請願という、先ほど坊野委員、それから三宅委員がおっしゃられたんですけれども、免税業者、フリーランスとか中小企業者に対して、事務はそういったソフトを使うとかデジタル化で多少は煩雑さが解消できるかも分かりませんが、売上げということになりますと、その中からの消費税減免業者であったわけで、それはやはりなぜなのかということを見ると、売上げが少ない、金額が少ない範囲の中で、消費税対象外ということがあったと思うんですが、国はそれをもうなくしましょうということをやったわけですが、かなり苦しめてしまうところがあるのではないかと。それからまた、下請業者等に限っては、孫請とかになってくればだんだんと締めつけが厳しくなってくる。このインボイス制度に登録しないならもう取引はやめるよってというふうな圧迫が考えられるのではないかなと思うことから、私は延期を求める請願を採択。もっと研究することがあってもいいのではないかなというふうに、この2023年10月という、1年2、3か月先から実施というのはちょっと早急過ぎるのではないかなというふうにも思います。

委員長（柳原英子君） 賛成と反対と2つ出ています。

委員（柳井一徳君） 私は採択という。

委員長（柳原英子君） 採択と不採択、2つありますので。

それでは、挙手により採決いたします。

ここで事前に宣告いたします。挙手されない委員は、不採択とみなします。

お諮りいたします。

請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択のお願いは採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

〈採決 不採択〉

〈議案第40号 井原市議会議員及び井原市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（柳原英子君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（柳原英子君） 本日の所管事務調査はございません。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

委員長（柳原英子君） ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございます。

今議会を通じて、皆様方からいただいております様々なご意見、ご提言等につきましては、今後の市政に反映していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございます。

委員長（柳原英子君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

〈議会への提案について〉

〈別紙のとおり、回答案を決定〉

〈その他〉

〈行政視察について行程、資料、質問事項等の確認〉

〈議長挨拶〉

委員長（柳原英子君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。

○ 議会への提案について

(回収日：令和4年5月30日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
電子申請サービス	令和4年5月27日	<p>令和四年五月の市議会だよりで「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を全会一致で可決された旨拝見しました。私は昨年春に中国のウイグル民族に対するジェノサイドを非難する決議を行っていただくよう提案しましたが、外交問題等は国会で議論すべきものであると回答しないとの回答をいただきました。一年たつてこのような決議がなされたことに驚くとともに議員の皆様の努力に深謝いたします。</p> <p>ところで中国における人権侵害は一向に衰えません。ウイグル、チベット、南モンゴルなど少数民族に対するジェノサイド、法輪功学習者に対する臓器狩り（生きたまま臓器を取り出す）人身売買など枚挙にいとまがありません。最近ではゼロコロナということで陽性者でもないのに同じ地区に陽性者が出たというだけで強制隔離したり、出入り口を強制封鎖したりしています。ますますひどくなるばかりなので、この際中国の人権弾圧に対する非難決議を六月の定例会で決議していただきたいと思ひます。結構いろんな自治体で中国の人権弾圧に対する非難決議がなされているようです。よろしくお願ひします。</p> <p>議会ではロシアのウクライナ侵略とされていますが、実態はどうなのでしょう。少なくともプーチン大統領はウクライナ東部地域のアゾフ大隊による侵害に対して東部二州がロシアに支援を求め、その結果その二州を独立国として認め集団自衛権を発動して特別軍事作戦を行ったとしています。またミンスク合意に違反したのはウクライナです。最近ではゼレンスキー大統領がブチャでロシア軍が市民を大量虐殺したと言っていました。これは逆にウクライナ軍の砲撃によって死亡したことがわかっています。このようにこの紛争はどちらが悪いという二元対立では答えられない問題です。しかしウクライナに住んでいる人たちが被害を受けていることは事実でこの戦闘は止めなければなりません。そういう観点でロシアを一歩的に非難するのではなく、ロシア、ウクライナ双方に即時停戦を呼び掛ける決議を行っていただきたいかと思ひます。さらにアメリカ、イギリスはこの紛争を煽っています。非難されるべきはアメリカ、バイデン政権だと思ひます。</p> <p>ウクライナ人道支援のため日本赤十字社を通じて義援金を贈ったとのことですが、大変良いことだと思ひます。ただ、赤十字社を通じての義援金で大丈夫とは思ひますが、ウクライナ政府に直接渡ったり</p>	総務文教委員会

		すると兵器に変わる危険性もあります。また日本には北朝鮮による拉致という人道問題も抱えています。家族会や救う会にも支援していただければと思います。	
--	--	--	--

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案をいただき、ありがとうございます。

〇〇様から頂きましたご意見につきまして、回答させていただきます。

まず、昨年〇〇様から頂きましたご意見には、

『井原市議会の活動においては、市民の安心安全を確保するなどの、市民の福祉増進が柱であり、外交問題などの国策に伴うものについては、当該団体の公益に関する事件以外については地方公共団体の事務ではなく、国会で議論すべき事項であるため、方針を示すことはなじまないとの考え方であります。以上のような観点から、ご提案の問題については回答を控えさせていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。』と回答させて頂きました。

この基本的な考え方については何ら変わってはおりませんが、今回のロシアによる隣国の国土を焦土化するウクライナ侵略はテレビ等の報道にも見られるように明らかな事実であり、また市民への無差別な攻撃等、悲惨な映像については理解できない、また看過できないことも明らかであります。

このため、地方議会であっても扱うことをためらうことなく、見過ごすことの出来ない事柄として判断し決議案を作成したものであります。

また、今回の〇〇様の昨年にご意見につきましては、井原市議会としては、引き続き外交問題などの国策であると考えているところであります。回答につきましては昨年と同様に控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今後も市民の皆様のご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしく願いいたします。